

静岡県盛土等の規制に関する条例(案)の概要

目的

この条例は、盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂の崩壊等による災害の防止及び生活環境の保全を図り、もって県民の生命、身体及び財産を保護することと目的とする。

制度

汚染された土砂等を用いた盛土等の禁止

何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない

一定規模以上の盛土等の許可

【説明会の開催等】

許可申請予定者は、周辺地域の住民に対し、事業計画等を周知するため説明会等を実施

【盛土等の許可申請】

- ・盛土等を行う土地の区域が面積1000㎡以上又は土量2000㎡以上
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外
- ・盛土等が行われる土地の所有者の同意

【許可基準】

- ・欠格要件（破産者、暴力団員など）
- ・申請者の資力
- ・災害を防止するために必要な措置
- ・土砂等の形状等が構造基準に適合
- ・水質調査を行うために必要な措置
- ・生活環境の保全上必要な措置など

土砂等の搬入開始

【土砂等の搬入時の規制】

- 土砂等の搬入の事前報告
- ・土砂等を搬入しようとするときは、搬入する土砂等の発生元及びその土砂等に汚染のおそれがないことの確認、報告

【盛土等完了までの管理に関する規制】

- 管理台帳への記載等
土砂等管理台帳を作成し、定期的にその写しと土砂等の量を報告
- 水質調査・土壌調査
定期的に排水の水質及び土壌を調査し、結果報告
- 標識の掲示 ○関係書類の閲覧

【盛土等の完了時の規制】

- 盛土等の完了等の届出（土砂等の堆積の形状や水質及び土壌調査の結果報告）
- 完了検査（許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知）

その他

【公表】

措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、名称、住所

【罰則】

無許可盛土等、命令違反（災害防止上の措置命令、土砂基準不適合盛土の停止命令等）、無届・虚偽報告など

【土砂等搬入禁止区域】

生命等を害するおそれのある場合、区域を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

【経過措置】

条例施行の際現に行われている盛土等の基準に適合させるための移行期間の設定